

行政相談所を開設します

“行政相談”をご存じですか？

“行政相談”とは、国の行政機関や特殊法人の仕事などについて、皆さんからの苦情や要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

県内の市町村には、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの相談を受け付けています。当町は、中村良一さん（酒倉）が行政相談委員に委嘱されています。

10月7日（月）～13日（日）の1週間は、この行政相談制度を皆さんに知っていただき、利用していただくための「行政相談週間」です。

当町では、行政相談委員による「行政相談所」が開設されます。お気軽にご利用ください。相談は無料で、秘密は厳守されます。

行政相談所 日 時：10月17日（木）午前10時～正午
場 所：坂祝町中央公民館

問い合わせ先

総務課 ☎66-2401（直通）

愛称は「**きくみみ岐阜**」です！

総務省 岐阜行政相談センター

住所：〒500-8114 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎

おこまりならまる まるくじょーひやくとおぼん
☎0570-090110 FAX 058-248-6755

ホームページ：<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>



行政相談のマスコット「キクーン」

町営住宅の入居者を募集します！！

【場 所】 坂祝町勝山304番地3 **【募集戸数】** 1戸（A棟3階2号室）

【募集受付期間】 令和元年9月2日（月）から令和元年10月1日（火）

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日・日曜日・祝日は除く）

◆家賃など（1ヶ月あたり）

- ①家賃：入居者（全員）の収入に応じて決定します。
 - ②駐車料：3,000円（1戸につき1台）
 - ③共益費：2,500円（共用部分に係る管理費）
 - ④敷金：家賃の3ヶ月分（入居時に納入必要）
 - ⑤地デジ共聴組合費：1,000円
- ※入居時までには組合費が変更になっている場合がありますのでご了承ください。

◆入居資格（次の条件を満たしている者とします。）

- ①現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ②現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ③市町村税を滞納していない者であること。
- ④一定の収入基準に当てはまること。
- ⑤その者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

◆町営住宅の規格など

- ①建設年度：平成5年度
- ②構 造：鉄筋コンクリート造、3階建て
- ③間 取 り：2LDK（和室2、洋室1、食事室、台所、浴室、水洗トイレ）

入居者選考方法 の概略

公営住宅法、坂祝町住宅条例に基づき、住宅に困窮する度合いの高い方を優先します。困窮の度合いにより選考しがたい場合は公開の抽選とします。

入居時期

入居手続き完了後通知します。

申込方法

町営住宅申込書に必要事項を記入のうえ、坂祝町役場産業建設課へ提出してください。

問い合わせ先 産業建設課 建設係 ☎66-2408（直通）